

ウィークリースタンス試行要領 Q&A

Q 1. ウィークリースタンスとはどのような制度ですか。

A 1. ウィークリースタンスとは、公共工事、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者相互における仕事の進め方として、1週間の相互ルール、約束事、スタンスを目標として定める制度です。また計画的に公共工事、設計業務等を履行することで、業務環境を改善し、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図ることを目的としています。

Q 2. 災害発生時等の緊急を要する場合は、どのようなことなのか。

A 2. 発災直後の災害対応や事故発生後の対応、維持管理業務内における雪氷対応や交通事故・倒木等に伴う道路規制、工事（業務）進捗に影響する連絡・対応など緊急的な場合をいいます。そのような緊急を要する場合は、例外とし、設定した項目を取り組まないこととします。なお、ウィークリースタンスは受発注者の労働環境改善の取組であることから、緊急的な場合を除き、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

Q 3. 取組内容について、試行要領の「3 取組内容 設定項目」にある(1)～(7)は必ず取組みしなければならないのですか。

A 3. (1)～(7)は、必ず取組みしなければならない項目ではなく、受注者の希望する取組内容を踏まえ、初回打合せ時に調整のうえ、取組みする項目を設定してください。

Q 4. 取組期間はいつからいつまでですか。

A 4. 取組期間は、初回打合せ時（取組内容を設定した日）から履行期間の末までとしてください。履行期間を延期した場合も取組期間が延期するとして取り扱ってください。

Q 5. 取組をしたことによるインセンティブはありますか。

A 5. 取組をしたことによるインセンティブはありません。なお、本取組は、時間外の労働規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、受発注者間相互の1週間のルールを目標と定め、取り組むものであり、ペナルティなどありません。

Q 6. 現在履行期間中の工事又は設計業務等は対象業務になりますか。

A 6. 現在履行期間中の工事又は設計業務等は、受発注者間の協議により準用することができます。ウィークリースタンスの趣旨を踏まえ、受発注者間で協議のうえ、中間打合せ等において、取組内容を設定していただき、設定日（例：中間打合せ日）から履行期間の末まで取り組んでください。

Q 7. 試行要領の「3 取組内容 設定項目(7)」の前各号のほかに当たる取組にはどのようなものが挙げられるのですか。

A 7. 労働環境改善に関わる取組として、水曜日等をノー残業デーと定め、定時の帰宅を心掛けるや指示・確認等は出来る限りその日のうちに回答するなどが挙げられます。